

平成十八年厚生労働省令第七十号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令を次のように定める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村は、次の表のとおりとする。

都道府県名	郡名	市町村名
北海道		函館市 小樽市 旭川市 釧路市 帯広市 夕張市 北見市 岩見沢市 網走市 留萌市 稚内市 美瑛市 芦別市
		赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 砂川市 千歳市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩
		市 北斗市
	石狩郡	当別町 新篠津村
	松前郡	松前町 福島町
	上磯郡	知内町 木古内町
	亀田郡	七飯町
	茅部郡	鹿部町 森町
	二世郡	八雲町
	山越郡	長万部町
	檜山郡	江差町 上ノ国町 厚沢部町
	爾志郡	乙部町
	奥尻郡	奥尻町
	瀬棚郡	今金町
	久遠郡	せたな町
	島牧郡	島牧村
	寿都郡	寿都町 黒松内町
	磯谷郡	蘭越町
	虻田郡	ニセコ町 真狩村 喜茂別町 京極町 倶知安町 豊浦町 洞爺湖町
	岩内郡	共和町 岩内町
	古宇郡	泊村 神恵内村
	積丹郡	積丹町
	古平郡	古平町
	余市郡	仁木町 余市町 赤井川村
	空知郡	南幌町 奈井江町 上砂川町
	夕張郡	由仁町 栗山町
	樺戸郡	月形町 浦臼町 新十津川町
	雨竜郡	妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町
	上川郡	東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 和寒町 剣淵町 下川町 新得町 清水町
	空知郡	上富良野町 中富良野町 南富良野町
	勇払郡	占冠村 厚真町 安平町 むかわ町
	中川郡	美深町 音威子府村 中川町
	増毛郡	増毛町
	留萌郡	小平町
	苫前郡	苫前町 羽幌町 初山別村
	天塩郡	遠別町 天塩町 幌延町 豊富町
	宗谷郡	猿払村
	枝幸郡	浜頓別町 中頓別町 枝幸町
	礼文郡	礼文町
	利尻郡	利尻町 利尻富士町
	網走郡	美幌町 津別町 大空町
	斜里郡	斜里町 清里町 小清水町
	常呂郡	訓子府町 置戸町 佐呂間町
	紋別郡	遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
	有珠郡	壮瞥町
	白老郡	白老町
	沙流郡	日高町 平取町
	新冠郡	新冠町
	様似郡	様似町
	浦河郡	浦河町
	幌泉郡	えりも町
	日高郡	新ひだか町
	河東郡	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町
	河西郡	芽室町 中札内村 更別村
	広尾郡	大樹町 広尾町
	中川郡	幕別町 池田町 豊頃町 本別町
	足寄郡	足寄町 陸別町
	十勝郡	浦幌町

[illegible]

[illegible]

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(施行期日)

(經過措置)

2 施行日から平成十九年四月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、平成十九年四月三十日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が長野県安曇野市又は旧和歌山県那賀郡岩出町の区域に含まれる場合においては、平成十九年四月三十日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月一日厚生労働省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年一〇月三十一日厚生労働省令第一五四号）

この省令は、平成二十年十一月一日から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二六日厚生労働省令第一八〇号）

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則（平成二一年三月三〇日厚生労働省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月三十一日厚生労働省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年五月一日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。

附 則（平成二一年九月一日厚生労働省令第一四〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一〇月五日厚生労働省令第一四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年一二月二八日厚生労働省令第一六九号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則（平成二二年一月一五日厚生労働省令第五号）

この省令は、平成二十二年一月十六日から施行する。

附 則（平成二二年二月一日厚生労働省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月八日厚生労働省令第二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二三日厚生労働省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月二六日厚生労働省令第三二号）

この省令は、平成二十二年三月二十八日から施行する。

附 則（平成二二年三月三十一日厚生労働省令第四四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年四月一日厚生労働省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年九月一日厚生労働省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年三月七日厚生労働省令第一九号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年七月二五日厚生労働省令第九一号）

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

附 則（平成二三年七月二五日厚生労働省令第九二号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二四年八月一〇日厚生労働省令第一一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年八月三〇日厚生労働省令第一一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成三十年八月三十一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀬町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、施行日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から平成三十年九月三十日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、同日において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が山形県長井市、福島県二本松市、茨城県石岡市、埼玉県秩父郡長瀬町、千葉県君津市、福井県越前市、岐阜県美濃加茂市、滋賀県大津市、同県蒲生郡日野町、京都府木津川市、同府綴喜郡井手町、奈良県生駒郡斑鳩町、和歌山県岩出市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、岡山県浅口市、佐賀県小城市、長崎県北松浦郡佐々町又は熊本県上益城郡益城町の区域に含まれる場合においては、同日における当該労働者派遣に係る労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和元年八月三〇日厚生労働省令第三九号）

この省令は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和二年一一月三〇日厚生労働省令第一九〇号）

（施行期日）

1 この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下「令」という。）第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。
- 3 施行日から令和三年一月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が愛知県瀬戸市又は和歌山県橋本市の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和三年三月三十一日厚生労働省令第八四号）

(施行期日)

- 1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）より前に締結された労働者派遣契約（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。）に基づく労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号。以下この項及び次項において「令」という。）第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。
- 3 施行日から令和三年五月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務（保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法第二十四条の二に規定する業務及び臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務に限る。）並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵島郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

附 則（令和四年九月一日厚生労働省令第一二三号）

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和六年一月四日厚生労働省令第一号）

この省令は、令和六年二月一日から施行する。